

第4部 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図る。このため、本部においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予報（注意報を含む）、警報等の伝達に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

第1章 市防災会議



第1節 防災会議

市防災会議は、市長を会長とし、基本法第16条第6項に基づく網走市附属機関条例（平成12年条例第24号）に規定する者を委員として組織するものである。また、本市における防災に関する基本方針及び計画を策定し、その実施の推進を図るとともに、災害時における情報の収集・連絡調整等を任務とする。

1 網走市附属機関条例に規定している所掌事項

- (1) 地域防災計画の策定及びその実施の推進
- (2) 災害発生時における災害情報の収集
- (3) 水防法第33条の水防計画とその他の水防に関し重要な事項の調査審議

2 防災会議組織

防災会議組織は、資料4-1のとおりとする。

3 運営

基本法及び網走市附属機関条例の定めるところによる。

[資料4-1]防災会議組織

[資料4-2]網走市附属機関条例

第2節 市の災害対策組織

市は、災害時の状況に応じて基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し、その地域にかかる災害応急対策を実施する。

市は災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

第2章 防災活動体制等

自助 共助 公助

第1節 配備体制

網走市の災害応急対策に係る配備体制及び組織を次のとおり区分する。

非常配備の種別	組 織	職員動員	防災活動内容
非常配備体制	基本は通常の組織 (災害対策連絡会議)	情報連絡活動のための要員を確保する。	被害を引き起こすかもしれないリスクの発生に伴い情報連絡の強化を図るもの 想定事態：今後の気象等の現象に注意を要するとき等、市内で震度3以上の地震発生等
	第1非常配備体制 (警戒体制)	災害警戒本部 応急対策活動の準備のための要員を確保する。	被害の発生する可能性が高まった状態において、事態の推移に即応できる体制をとるもの 想定事態：大雨・洪水・津波警報、市内で震度4以上の地震発生、大規模停電並びに大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき、停電並びに雪害による交通マヒ、交通渋滞等によって人命にかかる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき。
	第2非常配備体制 (非常体制)	災害対策本部 応急対策活動のため全部長・課長、施設所管関係職員を動員	被害の発生により、社会的・経済的な影響が引き起こされている状態又は深刻な被害が引き起こされる可能性のある状態において、適切な応急対策活動を展開するための体制をとるもの 想定事態：台風の接近、水防警報（出動）、大津波警報、市内で震度6弱以上の地震発生等
	第3非常配備体制 (非常体制)	災害対策本部 総合的な応急対策活動のために職員全員を動員する。	

(注) 災害の規模及び特性等に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合には、臨機応変の配備体制をとる。

第2節 配備体制下の活動

1 準備体制下の活動

活動の要点はおおむね次のとおりとする。

(1) 情報の収集

担当職員は、気象情報、災害情報等を関係機関又は現地より収集する。

(2) 第1非常配備体制への移行

事態の推移に伴い、情報収集活動のための要員を確保する等速やかに第1非常配備に移行し得る体制を整える。

(3) 災害対策連絡会議の開催

情報連絡の強化を図る必要がある場合は、災害対策連絡会議を開催する。

2 第1非常配備（警戒体制）下の活動

活動の要点はおおむね次のとおりとする。

(1) 災害警戒本部の設置

市は、災害警戒本部を設置する。

(2) 情報の収集

総務班は、関係機関と連絡をとり気象情報、災害情報等を市長に報告するとともに関係機関及び現地より情報を収集し、市長に報告する。

(3) 職員の待機

第1非常配備につく職員は、所属する課で待機する。

3 第2非常配備（非常体制）下の活動

活動の要点はおおむね次のとおりとする。

(1) 災害対策本部の設置

市は、災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集・伝達体制の強化

総務班及び関係班長は、情報の収集・伝達体制を強化する。

(3) 関係機関との連絡体制の確保

総務班は、関係班長及び防災会議構成機関並びに協定先等と緊密な連絡体制を確保する。

(4) 本部長への報告

各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。

ア 職員に対し事態の重要性に関する認識の徹底と所要人員の非常業務への配慮

イ 装備・物資・資機材・設備機械等の点検

ウ 必要に応じ、被災予想地へ人員、装備・物資・資機材・設備機械等の配置

エ 関係班及び対策に關係ある外部団体との綿密な連絡体制の確立

4 第3非常配備（非常体制）下の活動

第3非常配備が命令された後は、各班長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その状況を本部長に報告する。

(1) 住民の安全確保に関する活動

(2) 職員の動員、配備等の確認

(3) 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報収集・取りまとめ

(4) 北海道への報告及び応援要請

(5) 関係機関との連絡調整及び応援等の要請

(6) 所管施設の点検及び応急復旧に関する対策及び措置

(7) ボランティアの受入れと関係業者との連絡・調整

(8) 所掌事務に係る災害復旧・復興対策

(9) その他の災害対策に関する事項

第3節 職員の動員（招集）の方法

動員は非常配備の種別にしたがって次の方法により行う。

■動員体制

非常配備の種別	配備基準	配備出動体制	担当部課
準備体制	今後の気象等の現象に注意が必要なとき。 市内で震度3以上の地震発生等	・担当職員による情報収集 ・災害対策連絡会議の開催	総務防災課 連絡会議の構成：副市長、企画総務部長、建設港湾部長、水道部長、その他副市長が指名する職員
非常配備体制	大雨・洪水警報が発表されたとき。 市内で震度4以上の地震発生 津波警報が発表されたとき。 大規模な停電が発生し、被害や停電の影響から交通、通信網などへの影響拡大が予想されるとき	「災害警戒本部」設置 ・勤務中～「警戒本部会議」開催 ・勤務外～「全部長・課長」出動 あわせて施設所管関係職員も出動 大規模な災害が想定され、各種気象警報が発令される等の場合においては、別に定める危険区域警戒体制職員も出動	職員共通 ・避難施設の確認 (施設所管課) ・情報収集・被害調査 指定部～危険区域警戒体制 建設港湾部～海面監視 防災担当～気象・災害情報、被害取りまとめ
	局地的な災害発生が予想されるとき。 小規模な災害の発生 市内で震度5弱以上の地震発生 大津波警報が発表されたとき。 大規模な停電が発生し、人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。	「災害対策本部」設置 ・勤務中～対策本部会議、又は直ちに出動 ・勤務外～「全部長・課長」を動員 あわせて施設所管関係職員を動員	各部長 ・所管施設、該当産業調査 ・情報収集・被害調査 指定部～危険区域警戒体制 建設港湾部～海面監視 各課長・職員 ・緊急被害調査・報告 ・応急対策活動 防災担当 ・被害取りまとめ
	広域災害や被害甚大と予想されるとき。 重大な被害発生 市内で震度6弱以上の地震が発生	「災害対策本部」設置 ・勤務中外とも「全職員」出動	全職員の出動 ・防災計画所掌業務に基づく業務 ・緊急被害調査・報告 ・応急対策活動 ・緊急復旧活動

※いずれの場合も、電話の不通が予想されるので自主的に出動する。

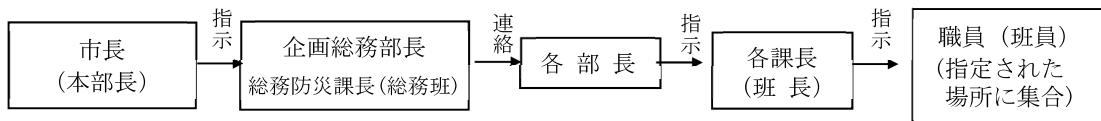
第4節 伝達及び動員計画

1 平常勤務時

職員の動員に当たっては、市長（本部長）の決定に基づき企画総務部長が関係各部長に連絡し、連絡を受けた各部長が各班長に指示する。

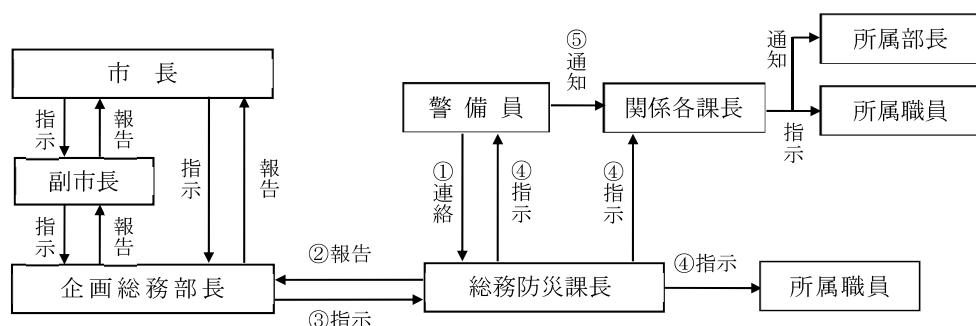
指示を受けた配備要員は、直ちに所定の配備に着任する。

各班長は、あらかじめ班内の伝達系統を定める。



2 休日又は退庁後

- (1) 警備員は、次の場合は総務防災課長に連絡して指示を受け、関係課長に通知する。
- ア 災害時に気象情報等が関係機関から通知されたとき又は異常現象の通報があったとき。
 - イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。



- (2) 職員は、次の場合は所属長に連絡をとることを原則とするが、連絡ができない場合には状況を判断し、自主的に登庁する。また、登庁の際には、参集途上の被害状況等の情報収集を行う。

なお、大規模な災害の発生による交通途絶のため、所定の配備につくことができないときは、最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事する。

- ア 勤務時間外又は休日等に登庁の指示を受けたとき。
- イ 災害時の情報を察知したとき。

第5節 各班別の動員要請

災害時の状況及び応急措置の推移により応援を必要とする班の班長は、職員班長を通じて本部長に申請し、本部長は、必要に応じて各班の所属する班員に他班の応援を指示する。

第3章 災害対策本部等



第1節 災害対策連絡会議

1 連絡会議の設置

市長は、災害対策本部設置に至らない程度の災害時で、情報の収集及び今後の対応について協議する必要があると認めるときは、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、必要な災害対策を実施する。

2 連絡会議が設置された場合の対策

前項の規定により連絡会議が設置された場合は、関係する部長等は、本部が設置された場合に準じて災害対策を実施する。

3 連絡会議の構成

連絡会議の構成は、副市長、企画総務部長、建設港湾部長、水道部長その他副市長が指名する職員とする。

4 連絡会議の解散

連絡会議は、災害発生の危険が解消したとき、又は災害警戒本部・災害対策本部が設置されたときは、解散する。

第2節 災害警戒本部

市長は、災害を警戒する必要がある場合に、副市長を本部長とした災害警戒本部を設置し、警戒体制を配備する。

1 災害警戒本部の組織

警戒本部の組織は資料4-3のとおりとする。

[資料4-3]災害警戒本部組織

2 災害警戒本部の主な活動

災害警戒本部長は、配備した要員により情報連絡、巡視等の警戒活動に当たる。また、消防署・消防団と密接に連携し、軽微な災害が発生した場合は協力して応急措置を行う。

- (1) 気象情報及び水位情報収集
- (2) 関係機関及び各部への情報連絡
- (3) 住民等からの通報への対応
- (4) 危険箇所の巡視及び住民等からの通報に基づく現地情報の確認
- (5) 自主的な避難の支援
- (6) 高次の配備体制への移行

3 設置及び廃止基準

設 置	本部は、次のいずれかの場合で、市長が必要と認めるときに、網走市役所に設置する。ただし、大規模災害により市役所が使用不能となるおそれがある場合は、直ちに代替場所に設置する。 (1) 気象等の警報発令で警戒する必要があるとき。 (2) 災害時で、その状況を監視する必要があるとき。
名 称	網走市〇〇〇災害警戒本部（名称については災害名を付ける）
廃 止	(1) 災害警戒本部長が、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。 (2) 災害警戒本部長が、警戒体制以上の配備体制が必要であると判断した場合に、市長に状況を説明し、災害対策本部の設置が決定されたとき。

第3節 災害対策本部

災害対策本部は、基本法第23条の規定により、災害・事故が発生、又は発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めるときに設置する。

1 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、資料4-4のとおりとする。

2 災害対策本部の各班事務分掌

災害対策本部の各班事務分掌は資料4-5のとおりとする。

3 設置及び廃止基準

設 置	本部は、次のいずれかの場合で、市長が必要と認めるときに、網走市役所に設置する。ただし、大規模災害により市役所が使用不能となった場合は、直ちに代替場所に設置する。 (1) 局地的な災害の発生が予想されるとき、又は小規模な災害が発生した場合 (2) 広域災害や被害甚大と予想されるとき。 (3) 重大な被害が発生した場合
名 称	網走市〇〇〇災害対策本部（名称については災害名を付ける）
廃 止	本部（長）が、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。
公 表	本部を設置したときは、直ちに標識を掲示するとともに、本部員、市防災会議委員及び住民に対し、通知又は公表する。 廃止したときもこれに準ずる。

4 災害対策本部の運営

本部の運営は、網走市災害対策本部条例の定めるところによる。

[資料4-4] 災害対策本部組織

[資料4-5] 災害対策本部の各班事務分掌

[資料4-6] 網走市災害対策本部条例

[資料4-7] 網走市災害対策本部運営規程

第4節 現地災害対策本部

本部（長）は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。

第5節 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、市長は、災害の状況により必要と認める場合は、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請する。

1 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市災害ボランティアセンターに関すること。
- (2) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること。
- (4) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (5) その他救助活動に必要な事項で、市長が協力を求める事項に関すること。

2 協力要請先

- (1) 協力要請する住民組織等

協力を要請する主な住民組織等は、次のとおりとする。

ア 網走市社会福祉協議会

イ 網走市町内会連合会

- (2) その他協定締結団体等

その他協定締結団体等については、必要な都度責任者と連絡をとり、協力を求める。

3 担当

住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別によって関係課とする。

第4章 気象業務に関する計画

自助 **共助** **公助**

暴風、大雨、大雪、洪水による災害を未然に防止し、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の予報（注意報を含む。）、警報、特別警報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等について以下に定める。

なお、国、道及び市は、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民に自発的避難判断等を促すものとする。

第1節 気象業務組織

1 予報区

(1) 一般予報区

ア 府県予報区

北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。

本市を担当する官署（府県予報区担当気象官署）は、次のとおりである。

■担当官署

府県予報区名称	区域	担当官署
網走・北見・紋別地方	オホーツク総合振興局管内 市町村	網走地方気象台

イ 細分区域名

府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。

(ア) 一次細分区域

府県予報区を気象特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域である。

(イ) 市町村をまとめた区域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地理的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域である。

(ウ) 二次細分区域

警報・注意報の発表に用いる区域であり、市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定する場合がある。

網走市は、以下に属する。

■ 細分区域名

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分 区域名	市町村等をまとめた 地域名	二次細分 区域名
網走・北見・紋別地方 (網走地方気象台)	網走地方	網走西部	網走市

第2節 気象等に関する特別警報・警報・注意報・情報及び火災気象通報

気象等に関する注意報、警報並びに火災気象通報等の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報・情報の種類、発表基準、伝達方法等は以下による。

1 気象等に関する特別警報

警報基準をはるかに超える大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が予想され、重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う警報。

発表は市町村単位で発表され、内容は資料4-8のとおりである。

2 気象等に関する注意報、警報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する注意報、警報の種類及び発表基準

一般向けのものは、資料4-8のとおりである。

イ 網走川洪水予報の基準水位

網走川洪水予報の基準水位は資料4-8のとおりである。

ウ 網走川水防警報の基準

網走川水防警報の基準は資料4-8のとおりである。

エ 津波に関する予報、津波警報及び注意報

(ア) 「津波予報区」

北海道においては、6つの予報区に分かれており、網走の津波予報区は、「オホ一ツク海沿岸」である。

(イ) 津波警報等の発表基準

津波予報の発表基準とその内容は資料4-13のとおりである。

(ウ) 津波に関する情報

津波警報・注意報以外の情報及び内容は資料4-15のとおりである。

オ 各種気象情報

台風情報等気象状況が刻々と推移するような場合に、注意報・警報発表の前の段階として、又は発表後の補足説明として一般の便に供するために発表する。

カ 気象予警報等の伝達系統

27頁の図に示す特別警報・警報・注意報並びに情報等の情報伝達系統図に基づき、電話、無線その他最も有効な方法により、迅速かつ的確に通報、伝達する。

総務防災課職員は気象警報等を受けたときは、気象予警報等受理票（資料4-16）に記録し、必要に応じ関係課に連絡する。

3 水防活動用気象警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、資料4-8-(8)の表の左側に掲げる種類ごとに、同表の右側に掲げる警報及び注意報により代行する。

4 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長が避難行動の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけられる情報で、オホーツク総合振興局と気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）で確認することができる。

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)

危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

5 網走川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。予報は、「氾濫注意情報」、「氾濫警戒情報」、「氾濫危険情報」、「氾濫発生情報」の4つである。網走川については、網走開発建設部と網走地方気象台が共同で発表する。

6 気象情報等

(1) 早期注意情報

5日先までの警報級の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（網走地方など）で、2日先から5日先にかけて日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、「高」または「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 地方気象情報・府県気象情報（網走・北見・紋別地方気象情報）

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

(4) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

この情報が発表されたときに、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度がたかまっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

* 土砂キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

- * 浸水キックル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>
- * 洪水キックル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象情報になっているときに発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から約1時間である。

* 雨雲の動き（高解像降水ナウキャスト・雷・竜巻発生確度ナウキャスト）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

- [資料4-8] 気象等に関する注意報・警報の種類及び発表基準
- [資料4-9] 北海道開発局水位観測所
- [資料4-10] 北海道水位観測所
- [資料4-11] 網走川洪水予報の基準水位
- [資料4-12] 網走川水防警報の基準
- [資料4-13] 津波予報の発表基準とその内容
- [資料4-14] 津波情報の種類
- [資料4-15] 大津波警報・津波警報・注意報の発表基準、発表される津波の高さ
- [資料4-16] 気象予報警報等受理票

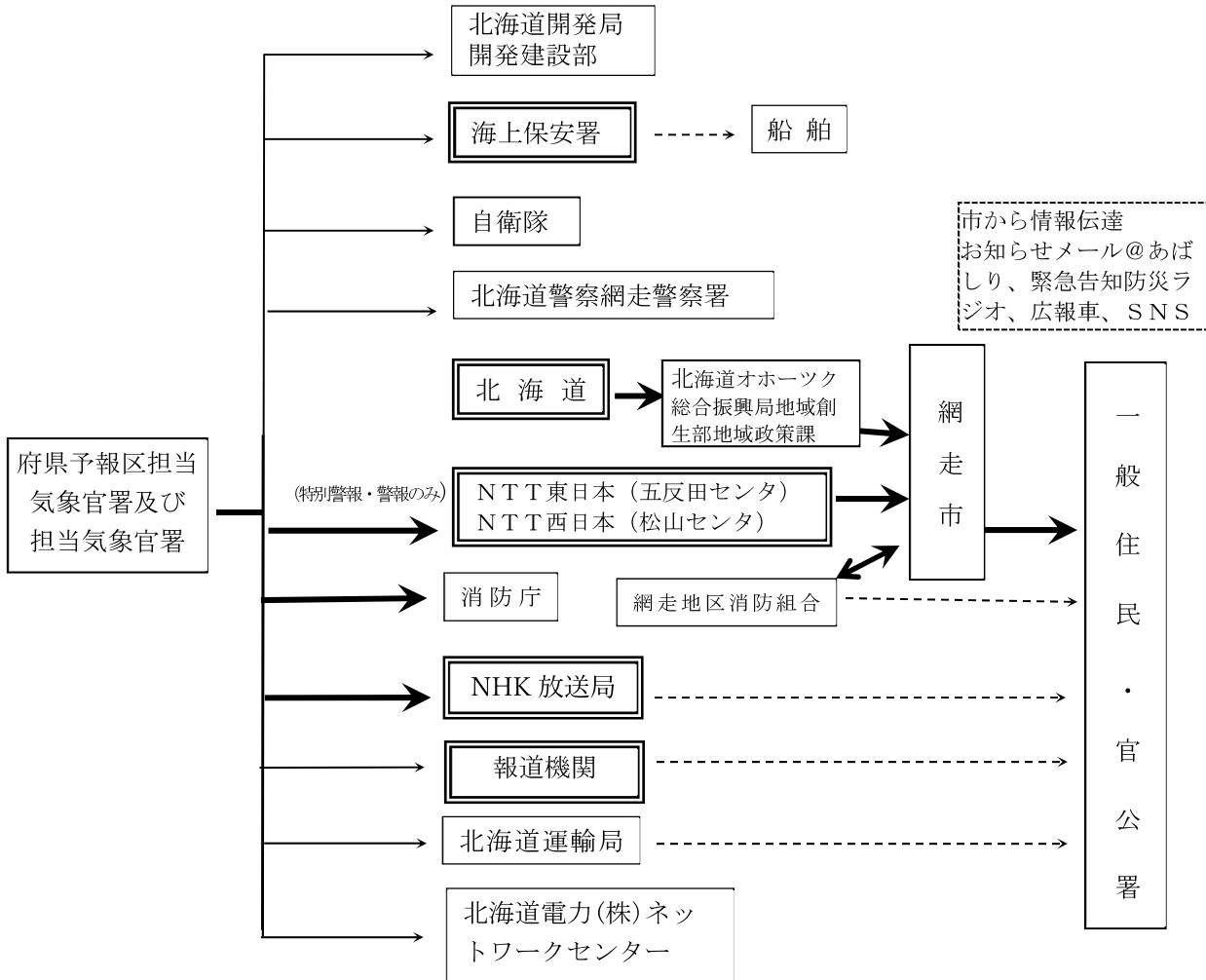
7 災害警戒レベルと避難行動

警戒 レベ ル	状況	住民がと るべき行 動	住民を促す 情報	住民が自らが行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報			
				洪水に関する情報(河川ごと)	水位情報が ある場合*1	水位情報が ない場合*2	土砂災害に 関する情報
警戒 レベ ル5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安 全確保	緊急安全確 保	氾濫発生情 報	大雨特別警 報(浸水害) *2	大雨特別警報(土 砂災害) *3	高潮氾濫發 生情報 *4
警戒 レベ ル4	災害のお それ高い	危険な場 所から全 員避難	避難指示	氾濫危険情 報	洪水警報 洪水警報危 険度分布 (非常に危 険)	・土砂災害警戒情 報 ・土砂災害危険度 分布(非常に危 険)	高潮特別警 報*3 高潮警報*5
警戒 レベ ル3	災害のお それあり	危険な場 所から高 齢者等は 避難	高齢者等避 難	氾濫警戒情 報	・洪水警報 ・洪水警報 危険度分布 (警戒)	・大雨警報(土砂 災害) ・土砂災害危険度 分布(警戒)	高潮警報に 切り替える 可能性が高 い高潮注意 報
警戒 レベ ル2	気象状況 悪化	自らの避 難行動を 確認	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情 報	洪水注意報 洪水警報危 険度分布 (注意)	大雨注意報(土砂 災害) 土砂災害危険度 分布(注意)	
警戒 レベ ル1	今後気象 の状況悪 化のおそれ	災害への 心構えを 高める	早期注意情 報(警報級 の可能性)				

- * 1 HP 上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸 200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル 2 ~ 5 相当の危険度を表示。
- * 2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものか区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
- * 3 「危険度分布極めて危険(濃い紫)」は、大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用する。
- * 4 水位周知海岸において氾濫が発生したとき都道府県知事から発表される情報。
- * 5 高潮警報は、高潮により命の危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立ち退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両者を警戒レベル4としている。

(注意) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて「土砂災害危険度分布」と呼ぶ。

■ 特別警報・警報・注意報、並びに情報等の情報伝達系統図



(注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

(太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定にもに基づく通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達

(点線) は放送・無線

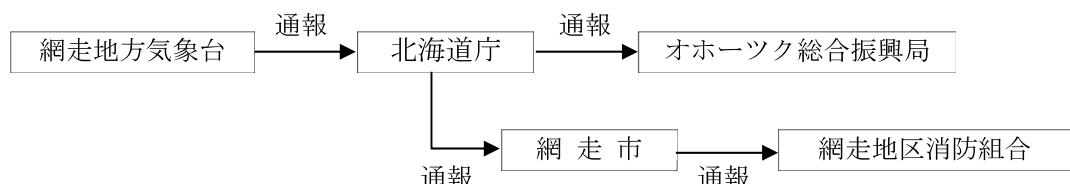
市では、総務防災課で連絡を受け、市長・副市長・企画総務部長をはじめ、各部長、各課へ連絡を行う。（休日・夜間の場合は、警備室経由）

7 火災気象通報

ア 火災気象通報の伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。

■ 火災気象通報の伝達系統



イ 通報基準

火災気象通報基準は次の表のとおりである。

■火災気象通報基準

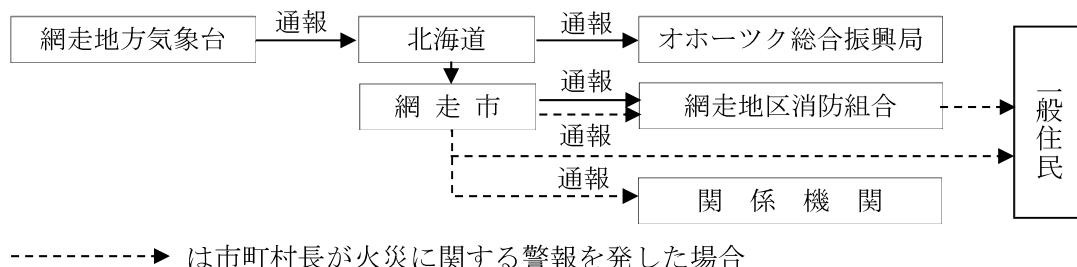
発表官署	通報基準
網走地方気象台	各地の気象台から発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

8 林野火災気象通報

網走地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法(第22条)の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報される。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通知し、市長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

■ 林野火災気象通報の伝達系統



第3節 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務

激しい降雪・降雨による災害、又は洪水・火災を発見した者は、速やかにその状況を市又は、警察署・消防署・消防団に通報する。

[資料4-16] 気象予報等受理票

[資料4-17] 災害情報伝達系統図

2 市への通報

異常現象を発見した場合、あるいは住民から通報を受けた警察署・消防署・消防団はその内容を確認し直ちに市に報告する。

3 市長の通報(基本法第54条第4項)

異常現象に関する通報を受けた市は、次の気象官署に通報する。

■気象官署

あて先官署名	電話番号
網走地方気象台 網走市台町2丁目1-6	平日・日中 (0152) 43-4348 (8:30-17:15)

4 住民等に対する周知徹底

予想される災害地域の住民及び関係団体等に周知徹底する場合は、気象警報等の伝達計画及び第6部 第4章「避難対策計画」にしたがって実施する。

第4節 被害情報等の収集

災害が発生した場合、市は、速やかな応急対応を実施するため、迅速・的確に被害調査を行う。また、被災世帯があったときは、被災世帯調査票（資料4-18）により調査する。

＜被害情報等収集内容＞

災害発生直後	その後の段階
<ul style="list-style-type: none"> ・人命危険の有無及び人的被害の発生状況 ・家屋等建物の倒壊状況 ・火災等の二次災害発生状況と危険性の把握 ・避難の必要の有無及び避難の状況 ・住民の動向 ・道路及び交通機関の被害状況 ・電気、水道・下水道、ガス、電話等ライフラインの被害状況 ・その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況 ・避難指示又は警戒区域の設定状況 ・避難所の設備状況 ・避難生活の状況 ・食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況 ・電気、水道・下水道、ガス、電話等ライフラインの復旧状況 ・医療機関の開設状況 ・救護所の設置及び活動状況 ・傷病者の収容状況 ・道路及び交通機関の復旧状況

[資料4-18]被災世帯調査票

第5節 災害及び被害状況の報告

1 本部長への報告

各部長は、所管に係る災害及び被害状況を収集し、総務班長、企画総務部長を経て、副本部長及び本部長に報告する。

ただし、重要事項については各部長等が直接副本部長及び本部長に報告する。この場合、必ず企画総務部長を同行しなければならない。

2 オホーツク総合振興局等への報告

市は、被害発生後、道計画に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき報告する。

ただし、市長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。

第6節 自衛隊派遣要請

被害状況把握のための自衛隊派遣要請については、第6部 第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。